（郵便信書認可）　（本號六頁）　明治廿三年八月八日　（定價金二錢）

時事新報

第二千七百四十號
明治廿三年八月八日　金曜日
舊曆庚寅六月廿三日（辛酉）
日出午前四時五十五分　日入午後六時三十八分
月出午後十一時二十六分　月入午前十時四十一分
滿潮午前十時四十四分　午後十一時零八分
（西曆一千八百九十年）

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

商業會議所論　一

商業會議所に條例あるは如何

山縣內閣は農商務大臣に陸奧氏を得て林政、農政、礦山政等に改正施設の手を下す所ありしものゝ如く之れと同時に商政一新の端を開かんとするの趣あるは近々商業會議所條例を發布せんとするの決心あるを以て十分之を推察するとを得べし而して其商業會議所條例なる者は我輩固より之を詳知すると能はざれども傳聞に據りて過日の雜報欄內に揭載したる所は其大體の精神として蓋し大差なかる可しと云ふ（八月三日時事新報）且つ此條例文面の外に我輩の更に聞知する所に據るに我日本國の法律制度は歐洲大陸風に倣ひたる者多く例へば商業會議所にても彼の英國流に發達して自然に成り立ちたる私の會所は民法商法等を始め其の他我新法律に對して所謂法人と見做されず斯くて法律上相當の資格を具へざれば政府が會議所に諮問するにも會議所が政府に具申するにも萬端不都合なる可きが故に政府は條例の明文に於て商業會議所は法人として財產を所有する者とす云々と認定して法律上會議所に重きを置かざる可らずとの說は今度商業會議所條例を發布せんとする其理由中の一要項なりと云ふ理窟張りたる法律論より云へば是れ亦肝要の事ならんと雖ども本來我輩の素論を申せば他事は差し置き我商業上の諸組織丈けは特に英國風を導きて形體に於ても精神に於ても共に其向きに發達せしめんとする者にして終始一貫この素論を變せざるは他に非ず元來英國商人は自尊自重の氣象に富み自家獨立に社會を成して政治社會と相對峙し商業上の法律規則其他萬般の處分に就き獨立に其意望を示して政治と相容れ相助け以て其社會の品位と繁榮とを維持すれども歐洲大陸諸國にては商人自治の氣風に乏しく何か會社を起さんとすれば輙ち之を政府に謀りて其保護を仰かんとし商事公共の組織等を設けんとすれば直に政府に訴へて其干涉の手を引き出し政府を一種の恩威塲として事々之に訴ふるの趣あり是に於てか我輩は雙方の狀態を見較べて責ては商業組織丈けも彼の英國風たらしめんとを期し平常之を論破して敢て憚らざる者にして今度政府の手を以て商業會議所條例を作るが如き歐洲大陸風の筆法として本來我輩の好む所に非ず商人社會の自治の爲めには寧ろ禁物視す可き程の次第なれどもツラ／＼我日本社會の有樣を見るに封建の遺習、官府を父母として之に依るの氣風は深く民の骨髓に入り世傳の致す所、一朝にして之を治す可きに非ず近來世上に人民自治、町村自治など云へる言葉はあれども是れとても彼の英國等にて人民の方より自から進んで自から支配するの自治に非ず事の起原は學者政事家即ち世上の思想家が西洋自治制の美なるを見て之を羨望するの餘り先つ自治制を發布して促がして其自治を思ひ立たしめたる者にして自治の蕾は自から開かず彼の條例にて作りたる暖室中にて始めて春を催ほす者なりと云ふも可ならん特に彼の商業家の如き一己の營利に忙はしくして公共を語るに暇あらず近來この商業家中に所謂新商人なる者を生じて其社會に多少の生氣を加へたるが如くなれども概して之を評するときは彼の朝顏の無力にして獨り自から持するとなく走りて他の籬下に縁りて花を開くものに異ならず現に我輩は近年來頻りに商業上の自治法を謀り實地其向きの人と談じて商業團體設立の要を推究したると幾度なれども結局この社會の間柄には種々樣々の事情もありて其自治體を作らんとするは一己人の及ぶ所に非ずと自から斷然する者多し誠に言ひ甲斐なき次第なれども人事意の如くならざる十の八九、此不如意の社會に居て獨り絕對的の美を語るも事實其効ある可らずとなれば今日政治社會には國會をも開かんとする折柄、商人をして自治の方向に進ましむる其當初の刺激力として政府條例の手を假るは是れ亦已むを得ざるの權宜にして此條例が成る可く其煩苛を避け所謂法律を以て人民を追ひ廻はすやうの弊なきに於ては我輩は後來の成蹟を期して之を利用するとを非とせざる可し即ち近々發布す可しと云ふ彼の商業會議所條例の如きも果して條例と爲さんと欲せば立法者たる政府に於て充分此邊の事情を酌み取り商人の自治を妨げずして寧ろ之を發育するやう唯その大體丈けを定めて其他會議所設立の上これを運轉するの趣向に就ては總べて商人の適宜に任じ傍より之を箝制す可らざるとは勿論にして今度は我當局者も此に見る所ありしものゝ如く當初同條例の草案は凡そ七十箇條もありて會議所組織上瑣細の部分にも立ち入りたりしが漸く其繁苛を除きて今は僅々二十餘條と爲し組織大體の要目のみを揭げて餘は皆商人の自から經營するに任ずるの精神なりと云ふ唯此精神、我輩をして窃に滿足せしむる者にして獨り商業會議所條例のみに限らず今後我商業上の立法に就ては政府と國會とに論なく常に此精神を以て一貫せんとを所望するものあり

官報

〇一昨日の本欄內務省令第十一號第十二條中府小島の下「以內」の二字を脫す（昨日の官報）

〇朕電信線電話線建設條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年八月六日　內閣總理大臣伯爵山縣有朋
遞信大臣伯爵後藤象二郎

法律第五十八號

電信線電話線建設條例

第一條　遞信省ニ於テ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ヲ建設スル爲民有ノ土地又ハ營造物ノ使用ヲ要スルトキハ所有者及其他ノ權利者之ヲ拒ムコトヲ得ス」官有ノ土地又ハ營造物ハ其諸管廳ニ通知シテ之ヲ使用スルコトヲ得〇第二條　公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設ニ從事スル者其建築修理及線路測量ノ爲必要ナルトキハ他人ノ所有地ニ入ルコトヲ得」其邸宅構內ニ入ルヲ要スルトキハ所有者又ハ其他ノ權利者ニ通知スヘシ」前二項ノ場合ニ於テハ主務者タルノ證票ヲ携帶スヘシ〇第三條　遞信省ハ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設又ハ通信ニ障碍アル瓦斯支管水道支管下水支管電燈線電力線及私設電信線電話線ヲ所有者又ハ其他ノ權利者ニ命シテ移轉セシムルコトヲ得其建設通信ニ障碍アル竹木其他ノ植物ハ已ムヲ得サルモノニ限リ之ヲ伐除シ若クハ所有者又ハ其他ノ權利者ニ命シテ之ヲ伐除又ハ移植セシムルコトヲ得〇第四條　遞信省ニ於テ公衆通信ノ用ニ供スル電信線路電話線路ノ測量ヲ爲シタルトキハ電柱ノ建設ヲ要スル場所ニ測標ヲ設置スルコトヲ得〇第五條　公衆通信ノ用ニ供スル電信線路電話線路ヲ移轉スル必要アル者ノ請求ニ由リ遞信省ニ於テ之ヲ許可シタルトキハ其移轉費用ハ請求者之ヲ負擔スルモノトス〇第六條　遞信省ニ於テ民有地ニ電信線電話線ノ柱木ヲ建設シタルトキハ一本每ニ一箇年四錢ノ手當金ヲ給與ス但所有者又ハ其他ノ權利者ニ於テ手當金ヲ望マサルトキハ此限ニアラス〇第七條　左ニ揭クルモノハ其要求ニ對シ遞信省之ヲ補償スヘシ」一　建築修理及線路測量ノ爲生シタル損害」二　瓦斯支管水道支管下水支管電燈線電力線及私設電信線電話線ヲ移轉シタル費用」三　伐除シタル竹木其他植物ノ代償又ハ移植ノ用費〇第八條　第七條ノ補償金額ハ雙方協議之ヲ定メ若シ其議相協ハサルトキハ市町村長（未タ市制町村制ヲ實施セサル地方ハ區戶長）ヲシテ之ヲ評定セシム」市町村長ノ評定ニ服セサル者ハ其評定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以內ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

雜報

〇暹羅國皇族の來社　去る二日午後四時より兼て日本赤十字社總裁小松宮彰仁親王殿下並に篤志看護婦人會幹事長同妃賴子殿下の御案內に依り目下來遊の暹羅國皇族バヌワングセ親王、同傳令使、陸軍大佐プリンス、ワタナ親王、暹羅國陸軍少將マルキー、スイヘツ、チデヂヨ氏秘書官バロン、フワイサル氏等を赤十字社へ招請し小松宮兩殿下並佐野社長花房副社長其外及篤志看護婦人會幹事鍋島侯爵夫人花房夫人等接伴花房副社長より結社の目的並事業等を詳細に說明の末戰時準備器械及病院各室等を一覽に供し畢て茶菓を饗し午後五時過に至て退散したりと

〇市會議員の當撰　此程執行したる市會議員の補欠撰擧には檜山鐵三郎（芝區一級撰出）阿部孝助（下谷區二級撰出）山崎塊一（芝區三級撰出）岡野傳之助（下谷區三級撰出）の四氏が當撰したり

〇區會議員の當撰　府下同議員の補欠撰擧には下谷區一級撰出には杉山茂吉、宮本信吉の二氏深川區二級撰出には川上庄右衛門氏同區三級撰出には山田喜助伴直之助の兩氏が當撰したり

〇通信誤謬の豫防　此程設置したる長野縣信濃國下高井郡中野郵便電信局は長野郵便電信局と其名稱の讀音相類似するのみならず所在縣國名とも同一なるがゆゑ電信發着の際誤謬を生じ通信の延滯不着等の不都合少なからぬ事あればとて爾今は其局名へ高井の二字を冠らし以て其行違ひを防ぐ事に定めたりと

〇コレラ豫防法の說明　追々府下に於てもコレラ病傳播するに付麴町區に於ては昨七日より三日間區內の各

地主差配人を
察署長大河內
豫防心得書一部
るといふ
〇米と石炭酸
奸商の利を壟斷
商を撲滅する
の音調なり近來
の由て以て纔
纔き貧民を苦
りコレラ病を
救ふに米の入用
して實驗の奸
實施を妨げて
所にて會議の
凡そ芥溜下水
く石炭酸を撒
て論じたるに
を承はりた
となりたるよ
然るに曩に米
何故に今日に
て米商の一部
しコレラ病は
酸なるならざる
ならん歟世に
ふ者ありしと
〇定期米々況
賣買の商況を
十二錢に生し
の下落なり然
爲めに本月中
氣配引立ち兼
因は氣候不順
草米廩に於て
なり一層下向
本月中の最低
非常に巨額に
直は利喰賣戾
十日には本場
以て本月中の
九錢を建直と
月中の賣買總
之を六月中の
四十石の增額

〇東
引續いて魚の
奈川生麥邊に
て寒中は子を
が二十五錢位
鮎のみを東京
ふのと同じ譯
舍あまりの武
トふうちやん
、アヌ好いお
大に流行るよ
名所は玉川の
困にあれば子
鮎下流へ落ち
へ色々へ寂びて
る、鮎の果みた